

第10節 保健衛生

1 生活衛生

(1) 生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	水道法、墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市飲用井戸等衛生対策実施要領	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

生活衛生関連施設の経営許可等及び施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

<実績>

年度	H28	H29	H30	R1	R2
対象施設数	4,434	4,427	4,415	4,362	1357
監視指導延べ件数	163	45	110	154	8

(2) 衛生害虫相談

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実績>

年度	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数	133	193	91	97	72

2 休日急患対策事業

(1) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	負担割合	市 9/10 みやま市 1/10
-------	---------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

地域保健医療の健全な発展に寄与するため、市民及び医療機関と協力して、休日における適切な診療の応需体制及び平日時間外の小児急患診療体制を確立し、併せて健康に対する市民の正しい意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

① 休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比 (%)
H28	74	(713) 5,011	(1,319) 4,681	(1,178) 2,809	(183) 1,431	(391) 512	(123) 242	(3,907) 14,686	26.6	3,536	24.1

H29	74	(789) 4,665	(1,528) 4,748	(1,181) 2,943	(217) 1,442	(407) 510	(133) 208	(4,255) 14,516	29.3	3,728	25.7
H30	76	(753) 4,751	(1,735) 4,762	(1,180) 2,959	(349) 1,847	(462) 576	(133) 209	(4,612) 15,104	30.5	4,104	27.2
R1	79	(504) 4,884	(1,463) 4,174	(1,229) 2,851	(287) 1,818	(515) 645	(167) 289	(4,165) 14,661	28.4	3,874	26.4
R2	75	(300) 2,248	(437) 2,022	(968) 2,148	(204) 1,247	(389) 456	(104) 166	(2,402) 8,287	29.0	2,213	26.7

() 内は急患数を内数で示す

② 平日時間外小児急患診療件数

年度	開設 日数	時間帯	年齢	件数			急患比 (%)	地域外比 (%)
				小児科	その他	計		
R1	237 (月～金)	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(282) 880	(2) 3	(284) 883	32.2	24.3
			7歳以上	(105) 469	(10) 15	(115) 484	23.8	17.8
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(8) 51	(1) 1	(9) 52	17.3	26.9
			7歳以上	(1) 11	(4) 4	(5) 15	33.3	13.3
	(月～金) 計			(396) 1,411	(17) 23	(413) 1,434	28.8	22.1
	50 (土)	午後2時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(537) 546	(0) 0	(537) 546	98.4	37.2
			7歳以上	(170) 170	(0) 0	(170) 170	100.0	32.4
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0
			7歳以上	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0
	(土) 計			(707) 716	(0) 0	(707) 716	98.7	36.0
R2	241 (月～金)	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(142) 530	(0) 0	(142) 530	26.8	24.5
			7歳以上	(59) 245	(0) 4	(59) 249	23.7	14.1
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(2) 38	(0) 0	(2) 38	5.3	28.9
			7歳以上	(0) 8	(0) 0	(0) 8	0.0	12.5
	(月～金) 計			(203) 821	(0) 4	(203) 825	24.6	21.5
	49 (土)	午後2時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(202) 204	(0) 0	(202) 204	99.0	38.7
			7歳以上	(52) 52	(1) 1	(53) 53	100.0	37.7
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0
			7歳以上	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0

	(土) 計	(254) 256	(1) 1	(255) 257	99.2	38.5
--	-------	--------------	----------	--------------	------	------

()内は急患数を内数で示す

3 難病対策

これまでは法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施されていた難病対策が、今後は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることが出来るようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。

それに伴い、医療費助成の対象疾病の拡大が図られ旧事業（特定疾患治療研究事業）の対象疾病であった56疾病が新たに追加、整理・細分化されて110疾患となり平成27年1月1日から第一次実施分として医療費助成を開始した。

平成27年7月1日からは第二次実施分196疾病が追加、その後も27疾病が追加され、333の指定難病に対して医療費助成が行われている。

(1) 指定難病医療費受給申請業務

根拠法令等	難病の患者に対する医療費等に関する法律	負担割合	県10/10
-------	---------------------	------	--------

<目的・事業内容>

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ①市内に住所を有する者
- ②国民健康保険法の規定による被保険者
- ③健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤生活保護法による保護を受けている者

（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）が平成27年1月1日から施行され、生活保護法により医療保険に加入していない者も該当）

<実績>

給付内訳	給付者数	給付内訳	給付者数
神経・筋疾患	354	内分泌疾患	40
代謝系疾患	18	呼吸器系疾患	32
皮膚・結合組織疾患	39	視覚系疾患	19
免疫系疾患	149	聴覚・平衡機能系疾患	—
循環器系疾患	23	消化器系疾患	198
血液系疾患	27	染色体・遺伝子系疾患	2
腎・泌尿器系疾患	21	耳鼻科系疾患	47
骨・関節系疾患	136		

(2) 特定疾患医療受給申請業務

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	負担割合	県 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度が施行され、同法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、同法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ① 市内に住所を有する者
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

<実績>

番号	疾患名	受給者数
1	スモン	2
2	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-
3	重症急性膵炎	-

4 肝炎対策事業

(1) 初回精密検査及び定期検査費用助成事業

根拠法令等	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領	負担割合	県 10/10
-------	--------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、B型・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者等に対し、精密検査又は定期検査の費用を助成することにより、早期治療や定期的な医療機関への受診につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化の予防を図る。

① 初回精密検査費用の助成

肝炎ウイルス検査で陽性となった者が、精密検査を受診し早期治療につながるよう初回精密検査の費用を助成。助成回数は、1回のみ。

② 定期検査費用の助成

肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの者が、定期的に検査を受けることにより、適切な治療や経過観察を行い、重症化を予防するための定期検査の費用を助成。助成回数は、年2回（4月から3月までの毎年度2回まで）

<対象者及び対象となる検査>

	①初回精密検査	②定期検査
--	---------	-------

対象者	次の全ての要件を満たす者 ○大牟田市に住民登録があり、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。 ○福岡県肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業への参加の同意できる者 ○福岡県肝疾患専門医療機関での検査が受検可能な者	次の全ての要件を満たす者 ○大牟田市に住民登録があり、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。 ○肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者である者（治療後の経過観察を含む）。[注意] 無症候性キャリアは対象外 ○住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者。 ○肝炎治療費助成制度（福岡県肝炎治療特別促進事業）の受給者証の交付を受けていない者 ○福岡県肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業への参加の同意できる者 ○福岡県肝疾患専門医療機関での検査が受検可能な者
	検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査

<申請>

申請に必要な書類を添えて、大牟田市保健衛生課を経由し、知事に提出。

<実績>

区分		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
初回精密検査	申請	4	4	2	1	0
	請求	3	3	2	1	0
定期検査	申請	1	0	7	11	22
	請求	0	2	7	21	11

※平成28年1月1日より事業開始

(2) 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	負担割合	県 10/10
-------	-------------------	------	---------

<目的・事業内容>

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の高額な医療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

<対象疾患>

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

<対象患者>

- ①市内に住所（住民票）を有するもの
- ②医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること

- ③他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は除く
- ④B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑤B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑥C型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロンフリー治療を受ける予定の者又は治療中の者

<助成期間・回数>

① インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間(24週は7ヶ月、36週は10ヶ月、48週は1年)となり更新は認めない。

ただし、助成期間の延長に係る取扱いにある条件を満たす場合は延長ができる(副作用等、72週投与、シメプレビルを含む3剤併用療法【48週投与】)がある。

一定の基準を満たしたものは、2回目の制度利用ができる。

② 核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

③ インターフェロンフリー治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受け付けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間(8週は3ヶ月、12週は4ヶ月、16週は5ヶ月、24週は7ヶ月)となり、1回のみ助成となる。

ただし、他のインターフェロンフリー治療を用いた再治療に係る取扱いにあたる条件を満たす場合に限り、再治療も助成となる。

<申請・交付>

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健衛生課を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたとときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

<実績>

年度	H28	H29	H30	R1	R2
区分					
申請者数	273	232	208	173	96
承認	273	232	208	173	96
不承認	0	0	0	0	0
取り下げ	0	0	0	0	0

※ 平成26年9月よりインターフェロンフリー治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施。

(3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

根拠法令等	福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱	負担割合	県 10/10
-------	--------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

肝炎の克服に向けた取組を進めていく旨が定められた肝炎対策基本法に基づき、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとされている。

このため、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変(非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。)も肝がん同様に予後が悪いこと、さらに、ウイルス感染が原因により慢性肝炎から軽度肝硬変を

経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期に渡り療養を要するという特徴を踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的とする。

<対象医療>

肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。以下同じ。）のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が既に3月以上ある月のもの。

<対象患者>

- ①市内に住所（住民票）を有するもの
- ②医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
- ③他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は除く
- ④肝がん・重度肝硬変により指定医療機関で入院治療中の者
- ⑤下表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する者

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者
75歳以上（注）	後期高齢医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者

（注）65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者を含む。

<実績>

区分 \ 年度	H30	R1	R2
申請者数	0	2	1
承認	0	2	1
不承認	0	0	0
取り下げ	0	0	0

※ 平成30年12月より肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施。

5 予防接種事業

(1) 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	負担割合	市10/10
-------	-------	------	--------

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

（単位：人）

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
急性灰白髄炎 （不活化ポリオ）	53	39	11	11	0

四種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	3,206	3,078	3,102	2,964	2,632
三種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳	1	—	—	—	—
二種混合	ジフテリア 破傷風	670	636	767	698	631
麻しん風しん 混合	第1期・第2期	1,697	1,506	1,604	1,524	1,369
	第5期	—	—	10	745	612
	風しん	0	0	0	0	0
	麻しん(はしか)	0	0	0	0	0
	日本脳炎	3,128	2,873	3,198	3,311	3,331
	BCG	756	737	772	731	637
	水痘	1,522	1,423	1,457	1,412	1,334
	高齢者肺炎球菌	3,770	3,759	3,303	930	787
	インフルエンザ	21,734	21,418	21,801	23,073	29,096
	子宮頸がん予防ワクチン	11	1	24	26	91
	ヒブワクチン	3,127	3,030	2,993	2,817	2,629
	小児用肺炎球菌	3,172	3,050	3,013	2,897	2,577
	B型肝炎	1,210	2,256	2,273	2,315	1,845
	ロタウイルスワクチン	—	—	—	—	470
	合計	44,057	43,806	44,318	43,454	48,041

※平成26年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種となった。

※平成28年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、B型肝炎の予防接種が定期接種となった。

※平成31年2月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とする風しんの予防接種が定期接種となった。(令和4年3月31日まで)

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

第5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

※令和2年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、ロタウイルスの予防接種が定期接種となった。

6 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者(被認定者)について、その認定に係る指定疾病が治っていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

<実績>

① 被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
				計	死亡	治癒等	転出
H28		664	20	2,482	1,936	527	19
H29		631	20	2,515	1,964	532	19
H30		597	20	2,549	1,995	535	19
R1		570	20	2,576	2,021	536	19
R2		540	20	2,606	2,047	540	19

※法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
H28		23	255	161	44	50
H29		21	257	163	44	50
H30		20	258	164	44	50
R1		17	261	167	44	50
R2		16	262	168	44	50

※条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

② 認定疾病別の人数(死亡・治癒・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
H28		664	244	420	217	45	172	446	198	248	0	0	0	1	1	0
H29		631	237	394	199	44	155	431	192	248	0	0	0	1	1	0
H30		597	230	367	184	43	141	413	187	226	0	0	0	0	0	0
R1		570	221	349	169	39	130	401	182	219	0	0	0	0	0	0
R2		540	211	329	152	35	117	388	176	212	0	0	0	0	0	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
H28		23	7	16	8	1	7	15	6	9	0	0	0	0	0	0
H29		21	6	15	7	1	6	14	5	9	0	0	0	0	0	0
H30		20	5	15	6	0	6	14	5	9	0	0	0	0	0	0
R1		17	5	12	5	0	5	12	5	7	0	0	0	0	0	0
R2		16	5	11	6	0	6	10	5	5	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10
-------	---	------	--------------------------

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える(以下同じ)。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実績>

① 法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
H28	393,097	141,191	59,603	10,036	161,538	-
H29	374,590	133,766	42,573	8,759	150,642	-
H30	360,548	135,760	56,892	9,908	141,975	-
R1	343,251	126,923	74,317	9,681	135,010	-
R2	324,776	112,731	35,358	5,086	125,948	-

② 条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
H28	16,835	13,447	0	658	5,879
H29	15,900	13,430	0	329	5,205
H30	15,588	11,254	0	0	5,022
R1	13,982	7,206	6,966	673	4,602
R2	12,174	7,158	12,411	1,686	3,949

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10
-------	---	------	--------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

① 法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費 入院・入院外
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
H28	314,665	97,575	3,340	107
H29	271,199	90,794	2,103	89
H30	251,829	86,654	2,134	159
R1	232,022	81,613	1,835	62
R2	186,612	75,212	2,121	0

② 条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
H28	8,918	3,273	0	0
H29	7,061	2,660	0	0
H30	6,127	2,214	0	0
R1	5,162	2,180	0	0
R2	3,909	1,913	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10
-------	---	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

① 法関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
H28		10	53 (実数) 964 (延数)	96	1	0	319
H29		—	59 (実数) 1,016 (延数)	414	1	0	302
H30		—	50 (実数) 864 (延数)	416	1	0	291
R1		—	14 (実数) 166 (延数)	379	1	0	274
R2		—	7 (実数) 115 (延数)	325	1	0	119

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)。

② 条例関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
H28		0	4 (実数) 53 (延数)	2	1	0	13
H29		—	2 (実数) 48 (延数)	18	1	0	10
H30		—	2 (実数) 55 (延数)	17	1	0	8
R1		—	0 (実数) 0 (延数)	16	1	0	10
R2		—	0 (実数) 0 (延数)	13	1	0	2

(5)子どものアレルギー予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	負担割合	国 10/10
-------	------------------	------	---------

<目的・事業内容>

大気汚染の影響による健康被害を予防し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、独立行政法人環境再生保全機構による健康被害予防事業が実施されている。機構が自ら行う直轄事業と地方公共団体が実施するものに対し、機構が助成を行う助成事業がある。

ぜん息の発症がアトピー性皮膚炎や食物アレルギーと関連していることから、本市では、子どもを中心とした、アレルギー疾患(アトピー性皮膚炎・食物アレルギー・気管支ぜん息等)に悩む市民や関係者を対象に、アレルギー疾患の発症の予防と、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業を機構の助成を受けて実施している。

<実績>

① 健康相談事業

アレルギー疾患に関心のある市民（アレルギー疾患を持つ児の保護者や病院・保育所等の関係機関）を対象に、アレルギー疾患の基礎知識の普及と意識の向上を図る。

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数	7	7	5	5	1
延参加者数	95	85	109	106	53
個別相談（再掲）	5	1	-	-	-

令和元年度より、妊婦を対象に妊娠期からスキンケアの啓発を行い、アトピー性皮膚炎や食物アレルギー、小児ぜん息等のアレルギー疾患を予防することを目的とする。

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数	-	-	-	24	24
延参加者数	-	-	-	279	650

② 健康診査事業(乳幼児アレルギー問診)

乳幼児健康診査の健診票を基に、アレルギー素因等のある乳幼児の保護者を対象として、アレルギー疾患の発症予防のための保健指導を行う。

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
診査対象者数	3,107	3,052	3,103	2,975	2,859
アレルギー素因等保有児	434	574	537	556	585
指導実施数	0	244	229	358	207
健康相談事業への参加	0	0	7	22	0

③ 機能訓練事業(水泳訓練教室)

気管支ぜん息と診断されたことがある4歳から小学6年生を対象に、療養上有効な水泳訓練を行い、健康の回復、体力の保持増進を図る。令和元年度で事業終了。

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	
A日程 (5日間)	参加者実数	13	8	-	-	-
	延参加者数	57	26	-	-	-
B日程 (5日間)	参加者実数	11	8	-	-	-
	延参加者数	49	38	-	-	-
(10日間)	参加者実数	-	-	10	9	-
	延参加者数	-	-	83	79	-

7 動物愛護及び狂犬病予防事業

(1) 狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務

根拠法令等	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を行っている。

また、飼い主へのマナー啓発のため、様々な事業に取り組んでいる。

- ・飼主のマナーアップキャンペーン（年2回）

- ・動物愛護週間事業（県の動物慰霊祭への参加）
- ・犬のしつけ方教室の開催
- ・猫の不妊去勢手術助成事業
- ・動物愛護啓発パネル展の開催
- ・動物愛護読み聞かせ会の開催

<実績>

① 狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付
		集合注射	動物病院	
H27	5,329	1,381	2,471	3,852
H28	5,380	1,317	2,568	3,885
H29	5,261	1,264	2,588	3,852
H30	5,304	1,187	2,611	3,798
R1	5,389	1,138	2,553	3,691
R2	5,397	0	3,127	3,127

② 猫の不妊去勢手術助成事業(27年度から)

年度	オス	メス	合計
H27	7	16	23
H28	9	15	24
H29	3	18	21
H30	9	15	24
R1	4	16	20
R2	0	20	20

8 葬斎場

(1)大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和 58 年、59 年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和 59 年 7 月 25 日に完成、8 月 1 日から供用開始となった。

人体炉 6 基、汚物炉 1 基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約 1,900 件で、元旦を除き、無休で火葬業務を行っている。

<実績>

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
H28	2,003	1,980	2	21	1,936	1,918	2	16	67	62	0	5
H29	1,878	1,853	0	25	1,807	1,785	0	22	71	68	0	3
H30	1,902	1,873	4	25	1,831	1,808	4	19	71	65	0	6
R1	1,963	1,942	0	21	1,900	1,882	0	18	63	60	0	3
R2	1,839	1,815	0	24	1,789	1,770	0	19	50	45	0	5